

経済安全保障法制に関する
提言骨子
(サプライチェーンの強靱化)

2022年1月19日
経済安全保障法制に関する有識者会議

提言骨子の目次
(サプライチェーンの強靱化)

1 政策対応の基本的な考え方

- (1) 新しい制度の必要性
- (2) 官民の役割分担
- (3) 経済活動の自由・国際ルールとの関係

2 新しい立法措置の基本的な枠組み

- (1) 制度の対象
 - ① 物資の重要性
 - ② 供給途絶リスクの考え方
- (2) 措置を講じる際の考え方
 - ① 多様な取組に対する支援
 - ② 中長期的な支援
- (3) 制度の枠組み
 - ① 政府による指針の策定
 - ② 政府による対象物資の指定
 - ③ 物資所管大臣による取組方針の策定
 - ④ 民間事業者による取組に対する支援
 - ⑤ 物資所管大臣による措置
 - ⑥ 重要な物資の安定供給の確保に向けた調査の実施

1 政策対応の基本的な考え方

(1) 新しい制度の必要性

- (a) グローバリゼーションの進展を背景としたサプライチェーンの多様化により、世界各国で重要な物資の他国依存やそれに伴う供給途絶リスクが高まってきた中、コロナ禍においてこうしたリスクが顕在化し、重要な物資の供給途絶が、国民の生命、国民生活や経済活動を脅かす事態に発展した事例も見られる。
- (b) 主要国においてもサプライチェーン強靱化に向けた取組を進めていることを踏まえ、我が国においても、重要な物資の安定供給を確保するための取組を官民の適切な役割分担の下で進める制度を整備する必要がある。

(2) 官民の役割分担

重要な物資の安定供給確保の取組は持続的なものである必要があるため、民間事業者による創意工夫を活かした事業活動をインセンティブ等で後押しすることが重要である。その上で、民間事業者では対応が難しい場合には、政府が前面に立って安定供給確保の取組を進めるべきである。

(3) 経済活動の自由・国際ルールとの関係

民間事業者はグローバルな経済活動の中でサプライチェーンを構築していることから、政府の措置は民間事業者の自由な経済活動を阻害しないように実施されなければならない、併せてWTO協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意しながら実施するべきである。また、他国による不公正な貿易慣行が認められる場合には、我が国として国際ルールに則り適切に対処するべきである。

2 新しい立法措置の基本的な枠組み

(1) 制度の対象

① 物資の重要性

- (a) サプライチェーンを構築・維持するに際し、民間事業者にとって効率性の確保は前提であり、本制度の設計に当たっては、これと両立する形で重要な物資の安定供給確保を図っていく必要がある。
- (b) そのため、対象となる物資は、供給が途絶すると代替が効かず甚大な影響が生じ得る物資に絞込むべきであり、国民の生存に不可欠な物資や広く国民生活・経済活動が依拠している物資を措置の対象とするべきである。

② 供給途絶リスクの考え方

支援措置を講じるにあたっては、重要な物資に加えて、その生産に必要な原材料や生産装置等も含めて、特定の国への依存の程度を考慮すべきである。その際、市場や技術の動向次第では、将来的に他国に依存する可能性も念頭におくことが必要である。

(2) 措置を講じる際の考え方

① 多様な取組に対する支援

物資の産業構造や企業活動などの特性に応じて、安定供給確保に有効な取組は異なることから、多様な取組（生産基盤の整備のみならず、供給源の多様化、備蓄、生産技術の開発・改良、途絶リスクのある物資を代替するための製品開発等）に対する支援を講じることができる枠組みとするべきである。

② 中長期的な支援

民間事業者にとってサプライチェーンの再構築は複数年度にわたることも想定されることから、政府として施策の方向性を示した上で、特性に応じ、民間事業者が中長期にわたる財政支援を受けられる枠組みが必要である。

(3) 制度の枠組み

① 政府による指針の策定

物資ごとに安定供給確保のために必要な措置の内容は異なるが、本制度に基づく措置が統一的な考え方の下で適切に実施される必要があるため、重要な物資の安定供給確保に向けた政府としての指針を策定して公表すべきである。

② 政府による対象物資の指定

対象となる物資の指定については、政府の指針に基づいて行われるべきであるが、その際、重要な物資の供給不足が急速かつ広範に生じる可能性があることに鑑み、柔軟に追加・解除ができるように機動性を確保した枠組みとすることが重要である。

③ 物資所管大臣による取組方針の策定

具体的な取組内容については、政府による指針を踏まえ、当該物資の特性について知見を有する物資所管大臣（物資の生産等を所管する大臣）が、

物資ごとに取組方針を策定すべきである。

④ 民間事業者による取組に対する支援

- (a) 民間事業者の自発性を尊重しつつ、効果的な取組を重点的に支援する必要があるため、民間事業者が安定供給確保に向けた計画を作成した上で、当該計画が取組方針に適合するかを物資所管大臣が判断する枠組みとするべきである。
- (b) 民間事業者が作成した計画に対する支援措置については、財政支援や金融支援など民間事業者のニーズに合わせた多様な支援が受けられる枠組みにすることが必要である。

⑤ 物資所管大臣による措置

民間事業者の事業活動による対応では安定供給確保が十分に図られない場合には、政府として、国際連携、物資の備蓄、使用節減の呼びかけをはじめとした安定供給確保のための取組を講じる必要があるである。

⑥ 重要な物資の安定供給の確保に向けた調査の実施

- (a) サプライチェーンの状況等を的確に把握するため、実効的な調査を実施するための政府の調査権限と事業者の応答を確保できる法的枠組みを整備することが必要である。また、調査によって他国による不公正な貿易慣行及び国内産業の被害の可能性が認められれば、適切に対応できる枠組みを整備することが必要である。
- (b) その際、政府が把握した情報については、徹底した情報管理が必要であり、政府の情報管理者が漏えいした場合の罰則規定等を措置すべきである。